

飼料安全法 届出の手引き

令和3年8月
熊本県農林水産部畜産課

目 次

第 1 章	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）について	3
第 2 章	届出について	9
第 3 章	飼料製造業者届	13
第 4 章	飼料添加物製造業者届	18
第 5 章	飼料販売業者届	20
第 6 章	飼料添加物販売業者届	23
第 7 章	飼料輸入業者届	24
第 8 章	飼料添加物輸入業者届	26
第 9 章	飼料製造等開始後の遵守事項	45

第1章 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (飼料安全法) について

飼料安全法とは？

(1) 飼料安全法の目的

(目的)

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与

(対象動物)

政令で定めている以下の「家畜等」(家畜、家きんその他の動物)

- 1 牛、馬※(食用に供する馬)、豚、めん羊、山羊及び鹿
※令和2年12月1日施行
- 2 鶏及びうずら
- 3 蜜蜂
- 4 ぶり、まだい、ぎんざけ、かんばち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい(食用に供するもの)、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、えぞいわな、やまといわな、につこういわな

注) 上記以外の動物の飼料、例えば、ふぐ用、観賞用魚用、競争馬や乗用馬、繁殖用馬は、飼料安全法の対象家畜に含まれません。

(2) 飼料とは

この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいいます。

したがって、配合飼料等ばかりでなく、通常農家で自給される牧草及び飼料作物も、これに加工が施され流通する場合には、本法の規制の対象となります。

また、家畜等の疾病の診断、治療、予防、動物の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすことを目的とするものは薬事法上の医薬品であり、「飼料」には含まれません。なお、水や空気は飼料ではありません。

(3) 飼料の分類

現在、流通している飼料は、次のように分類できます。

(栄養価による分類)

1) 粗飼料

容積が大きく可消化養分の少ないもので、家畜に満腹感を与え便通を良くする効果等があるものをいいます。ワラ類、乾草類、生草類、青刈作物、サイレージ等があります。

2) 濃厚飼料

一般的には容積が小さく可消化養分の多いもので、粗繊維が少なくエネルギーやタンパク質などの栄養価が高いものをいいます。穀実類、ぬか類、油かす類、動物質性飼料等があります。

(混合の仕方による分類)

1) 単体飼料

配合飼料、混合飼料などのように各種の原料を混ぜ合わせたものではなく、その原料となるこの飼料を単体飼料または単味飼料といいます。とうもろこし、魚粉、大豆油かす、米ぬか、乾牧草等があります。

2) 混合飼料

ある特定の成分の補給等を目的とするもので、2種類以上の飼料を原料又は材料とする飼料のことをいいます。

3) 配合飼料

家畜の種類や成育ステージに応じて、必要十分な栄養素を含有するように、その原材料を配合した飼料のことをいいます(牛の場合は、濃厚飼料+粗飼料が必要です)。

(4) 飼料添加物

農林水産省令(施行規則第1条)で定める用途としては次の3用途が指定されています。

1) 飼料の品質の低下の防止

飼料の酸化防止、カビの発生防止等

2) 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給

ビタミン、ミネラル、アミノ酸等

3) 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進

抗菌性物質、酵素、乳酸菌等

現在飼料添加物として指定されているものは表1のとおりです。表1以外は、たとえ飼料に添加されることがあっても「飼料添加物」ではありません。

また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(以下、成分規格等省令)第2条別表第2の8で各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準が定められています。飼料添加物は、これらの規格や基準を満たしている必要があります。

飼料添加物として指定されたものであっても、家畜等の疾病の診断、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的として用いられる場合には、医薬品として薬事法の規制を受けます。

表1 農林水産大臣が指定した飼料添加物一覧(令和2年5月29日現在)

用途	種別	指定されている飼料添加物の種類
飼料の品質の低下の防止 (17種)	<u>抗酸化剤</u> (3種)	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール
	<u>防かび剤</u> (☆) (3種)	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
	<u>粘結剤</u> (5種)	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、プロピレングリコール、ポリアクリル酸ナトリウム

	<u>乳化剤</u> (5種)	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル
	<u>調整剤</u> (1種)	ギ酸
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (94種)	<u>アミノ酸等</u> (16種)	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン、L-カルニチン、グアニジノ酢酸、L-グルタミン酸ナトリウム、タウリン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、L-バリン、DL-メチオニン、L-メチオニン、硫酸L-リジン
	<u>ビタミン</u> (34種)	L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アセトメナフトン、イノシトール、塩酸ジベンゾイルチアミン、エルゴカルシフェロール、塩化コリン、塩酸チアミン、塩酸ピロドキシン、β-カロチン、コレカルシフェロール、酢酸d,l-α-トコフェロール、シアノコバラミン、硝酸チアミン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、D-パントテン酸カルシウム、DL-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD ₃ 油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、葉酸、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル

	<u>ミネラル</u> (41種)	塩化カリウム、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウム、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン、DL-トレオニン鉄、乳酸カルシウム、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、硫酸亜鉛(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸マンガン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(結晶)
	<u>色調強化剤(カロテノイド)</u> (3種)	アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 (45種)	<u>合成抗菌剤(☆)</u> (5種)	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、ナイカルバジン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム
	<u>抗生物質(☆☆)</u> (11種)	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
	<u>着色料</u> (1種)	着色料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)
	<u>呈味料</u> (1種)	サッカリンナトリウム
	<u>酵素</u> (12種)	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、β-グルカナーゼ、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、中性プロテアーゼ、フィターゼ、ラクターゼ、リパーゼ

	生菌剤 (11種)	エンテロコッカス フェカーリス、エンテロコッカス フェシウム、クロストリジウム ブチリカム、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ビフィドバクテリウム サーマモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス
	有機酸 (4種)	ギ酸カルシウム、グルコン酸ナトリウム、ニギ酸カリウム、フマル酸
(合計 156種)		

備考：☆…抗菌性物質製剤 ★…特定添加物

表2 飼料添加物の生菌剤の菌株（令和2年5月29日現在）

成分規格等省令の名称	菌株名(和名)	菌株名(英名)
エンテロコッカスフェカーリス	エンテロコッカスフェカーリスNT株	Enterococcus faecalisNT
エンテロコッカスフェシウム(その1)	エンテロコッカスフェシウムATCC 19434株	Enterococcus faeciumATCC 19434
エンテロコッカスフェシウム(その2)	エンテロコッカスフェシウム129 BIO 3B株	Enterococcus faecium129 BIO 3B
エンテロコッカスフェシウム(その3)	エンテロコッカスフェシウムBIO-4R株	Enterococcus faeciumBIO-4R
エンテロコッカスフェシウム(その4)	エンテロコッカスフェシウムFA-5株	Enterococcus faeciumFA-5
クロストリジウムブチリカム(その1)	クロストリジウムブチリカム宮入株	Clostridium butyricumMIYAIRI
クロストリジウムブチリカム(その2)	クロストリジウムブチリカムNT株	Clostridium butyricumNT
バチルスコアグランス	バチルスコアグランスP-22株	Bacillus coagulansP-22
バチルスサブチルス(その1)	バチルスサブチルスBN株	Bacillus subtilisBN
バチルスサブチルス(その2)	バチルスサブチルスC-3102株	Bacillus subtilisC-3102
バチルスサブチルス(その3)	バチルスサブチルスDB 9011株	Bacillus subtilisDB 9011
バチルスサブチルス(その4)	バチルスサブチルスNT株	Bacillus subtilisNT
バチルスサブチルス(その5)	バチルスサブチルスJA-ZK株	Bacillus subtilisJA-ZK
バチルスセレウス	バチルスセレウストヨイ株	Bacillus cereus var. TOYOI
バチルスバディウス	バチルスバディウスMA 001株	Bacillus badiusMA 001
ビフィドバクテリウムサーモフィラム(その1)	ビフィドバクテリウムサーモフィラムchN-118株	Bifidobacterium thermophilumchN-118
ビフィドバクテリウムサーモフィラム(その2)	ビフィドバクテリウムサーモフィラムS-501株	Bifidobacterium thermophilumS-501

ビフィドバクテリウムサーモフィラム(その3)	ビフィドバクテリウムサーモフィラムSS-4株	Bifidobacterium thermophilumSS-4
ビフィドバクテリウムサーモフィラム(その4)	ビフィドバクテリウムサーモフィラムWBL-4R株	Bifidobacterium thermophilumWBL-4R
ビフィドバクテリウムシュードロンガム(その1)	ビフィドバクテリウムシュードロンガムGSL-3株	Bifidobacterium pseudolongumGSL-3
ビフィドバクテリウムシュードロンガム(その2)	ビフィドバクテリウムシュードロンガムM-602株	Bifidobacterium pseudolongumM-602
ラクトバチルスアシドフィルス(その1)	ラクトバチルスアシドフィルスATCC 33199株	Lactobacillus acidophilusATCC 33199
ラクトバチルスアシドフィルス(その2)	ラクトバチルスアシドフィルスGAL-2株	Lactobacillus acidophilusGAL-2
ラクトバチルスアシドフィルス(その3)	ラクトバチルスアシドフィルスGBL-2株	Lactobacillus acidophilusGBL-2
ラクトバチルスアシドフィルス(その4)	ラクトバチルスアシドフィルスGSL-2株	Lactobacillus acidophilusGSL-2
ラクトバチルスアシドフィルス(その5)	ラクトバチルスアシドフィルスLAC-300株	Lactobacillus acidophilusLAC-300
ラクトバチルスアシドフィルス(その6)	ラクトバチルスアシドフィルスM-13株	Lactobacillus acidophilusM-13
ラクトバチルスサリバリウス	ラクトバチルスサリバリウスchN-426株	Lactobacillus salivariuschN-426

(5) 飼料添加物の分類

1) 製造用原体

製剤を製造するために用いる有効成分物質です。原体として流通しているものは、直接飼料に添加しないでください。

2) 成分規格が定められた製剤

①原体製剤

賦形物質等を混和せず、製造用原体の規格をそのまま製剤の規格として準用しているものをいいます。

②単一希釈製剤

製造用原体にそれぞれ使用が認められている賦形物質等を混和したものをいいます。

③複合製剤

飼料添加物を2種類以上混和したもの及びそれに賦形物質等を混和したものをいいます。

3) 成分規格が定められていない複合製剤（プレミックス）

成分規格が定められていない複合製剤は、一般にプレミックスと呼ばれています。プレミックスは、一般に配合飼料等の製造の際に、複数の微量成分を他の大量の飼料原材料に容易にかつ均一に配合するために使用します。

例：成分規格等省令第2条別表第2の8よりL-アスコルビン酸の項を抜粋

「製造用原体」に該当するのは・・・ア 製造用原体

「原体製剤」に該当するのは・・・イ 製剤（その1）

「単一希釈製剤」に該当するのは・・・ウ 製剤（その2）

第2章 届出について

1. 飼料安全法に基づく届出

飼料の製造、輸入、販売等を行う場合には、飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）に基づく届出が必要となります。

また、飼料の安全を確保するため、飼料の成分規格や使用できる飼料添加物が定められています。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
（昭和二十八年四月十一日法律第三十五号）

（製造業者等の届出）

第五十条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四 その他農林水産省令で定める事項

2 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。

3 新たに第三条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前二項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から一月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令
（昭和五十一年七月十六日政令第百九十八号）

（都道府県知事の経由）

第八条 法第五十条第一項、第三項又は第四項の規定により農林水産大臣に対してする届出は、当該届出をする者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

●飼料製造業者等の届出

飼料安全法では、第50条で届出が必要な業者を規定しています。届出が必要な業者は、飼料及び飼料添加物の「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」です。

1) 届出が必要な業者

- ・「飼料等」の製造、輸入又は販売の行為を、反復継続する意志を持って行う者。
- ・対価を得ず譲渡する場合であっても、不特定若しくは多数の者へ譲渡又は譲渡先でさらに他者へ販売若しくは譲渡する場合は、販売に含まれます（法律第4条第1項）。
- ・飼料添加物を小分け販売する場合は販売業者届が必要です。
- ・仲介等をするだけで、「飼料等」を直接取り扱わないで販売行為を行なっている場合でも販売業者に該当します。

2) 届出が必要でない者

- ・販売を目的としない製造業者（自家配合の畜産農家、自家使用を目的として稲発酵粗飼料等を製造する畜産農家等）。
- ・田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者【届出義務の適用が除外される範囲】
- ・田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造し、畜産農家に直接販売する耕種農家。

※「耕種農家」及び「畜産農家」には、個人、法人及び任意組織が含まれます。

※「飼料を製造し」とは、稲を発酵させるなど、飼料として用いるために農産物を配合し、又は加工することをいい、牧草やわらなどの農産物を単に乾燥するなどの行為は、「飼料を製造し」には含まれません。

※「畜産農家に直接販売する」場合には、農業協同組合などを介している場合も含まれます。

- ・自ら生産した農産物（稲わら、豆がら等を含む）を飼料として販売する販売業者（飼料会社等に販売する場合を含む）（施行規則第69条第2項）

※ただし届出自体は不要ですが、飼料安全法の規制（帳簿の備え付け等）は受けます。

3) 飼料製造管理者の設置

- ・抗菌性物質等を取り扱う飼料製造業者等は、飼料製造管理者を設置する必要があります。

（飼料製造管理者の設置が義務づけられている事業場）

	飼料製造事業場	飼料添加物製造事業場	自家配合農家
抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
インド産落花生油かす（特定飼料）を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
プロピオン酸、プロピオン酸 Na, プロピオン酸 Ca を含む飼料を製造する場合※	必要	—	不必要
尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合	必要	—	不必要
飼料添加物を製造する場合	—	必要	—

※サイレージの過程で産生する（含まれる）プロピオン酸においては飼料製造管理者の設置は不要です。

(1) 届出の種類

届出には以下の種類があります。

1) 業者届（施行規則第68条別記様式第54号イ）

「製造業者等」が、新規に事業を開始する場合に届け出るものです。

- | | |
|-----------|--------------|
| ・ 飼料製造業者届 | ・ 飼料添加物製造業者届 |
| ・ 飼料輸入業者届 | ・ 飼料添加物輸入業者届 |
| ・ 飼料販売業者届 | ・ 飼料添加物販売業者届 |

2) 業者届出事項変更届（施行規則第68条別記様式第54号ロ）

業者届の届出事項に変更が生じた場合に届け出るものです。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 飼料製造業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物製造業者届出事項変更届 |
| ・ 飼料輸入業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物輸入業者届出事項変更届 |
| ・ 飼料販売業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物販売業者届出事項変更届 |

3) 業者事業廃止届（施行規則第68条別記様式第54号ハ）

業者届に係る事業を廃止した場合に届け出るものです。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・ 飼料製造業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物製造業者事業廃止届 |
| ・ 飼料輸入業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物輸入業者事業廃止届 |
| ・ 飼料販売業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物販売業者事業廃止届 |

(2) 届出の種類に伴う留意事項

- ・ 飼料と飼料添加物の両方を製造する場合には、飼料製造業者届と飼料添加物製造業者届をそれぞれ別々に提出してください（輸入業者届及び販売業者届についても同様です。）
- ・ 「飼料等」を輸入し、これを用いて「飼料等」を製造（飼料添加物にあつては小分けを含む。）する者は、「飼料等」の輸入業者届と製造業者届を提出してください。
- ・ 様式は、熊本県のホームページから入手できます。
（熊本県畜産課アドレス <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/77/1404.html>）

- ・ 提出先：

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 熊本県農林水産部 生産経営局畜産課 草地飼料班

正式に提出される前に、事前に内容確認を行いますので、Fax または E-mail でお送りください。

Fax : 096-381-7611

E-mail : chikusan@pref.kumamoto.lg.jp

(3) eMAFF に対応する飼料安全法の手続きについて

令和3年度より飼料安全法に基づく申請・届出について、順次、農林水産省共通申請サービス (eMAFF) による提出に対応開始しております。

御利用・詳細については農林水産省HPを御確認ください。

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/emmaff_feed.html)

2. 届出の種類と提出期限

届出は、その種類によって宛先と提出期限が異なります。次表を参考にしてください。

提出者		新規	変更	廃止	経由	最終受理者
飼料	製造業者	飼料製造業者届	飼料製造業者届出事項変更届	飼料製造業者事業廃止届	都道府県※	農林水産省
	輸入業者	飼料輸入業者届	飼料輸入業者届出事項変更届	飼料輸入業者事業廃止届	都道府県※	農林水産省
	販売業者	飼料販売業者届	飼料販売業者届出事項変更届	飼料販売業者事業廃止届	—	都道府県※
飼料添加物	製造業者	飼料添加物製造業者届	飼料添加物製造業者届出事項変更届	飼料添加物製造業者事業廃止届	都道府県※	農林水産省
	輸入業者	飼料添加物輸入業者届	飼料添加物輸入業者届出事項変更届	飼料添加物輸入業者廃止届	都道府県※	農林水産省
	販売業者	飼料添加物販売業者届	飼料添加物販売業者届出事項変更届	飼料添加物販売業者廃止届	—	都道府県※
提出期限		事業を開始する2週間前まで	届出事項に変更が生じた日から1月以内	事業を廃止した日から1月以内		

※主たる事務所（本社）の所在する都道府県

(1) 留意事項

- ・届出は許認可とは異なりますので、受理されても許可証等は発行されません。受付印を押印済の届出書の写しを返送することは可能です。
- ・令和2年12月21日付で押印あり・なし、どちらの届出をすることも可能となりました。

〈押印ありの場合〉

書類の差し替えをなるべく無くす為、届出の空白に捨印をいただくと助かります。

また、郵送で届出書を提出する場合には、連絡先のわかるもの（名刺等）を同封し、届出書類はコピー等の控えを取った上でご提出ください。

〈押印なしの場合〉

- ・行政窓口と継続的にやりとりをする担当者を決めていただきます。
- ・また、届出の際には社内決裁をされている正式な提出であることをお伝えください。
- ・届出書を提出した都道府県とは別の都道府県に製造事業場、販売事業場又は保管施設がある場合は、当該事業場等の所在地の知事（関係部課）に、提出した都道府県の受付印押印済の届出書の写し1部を送付してください。
- ・受付印に付された番号は、県において届出を整理するために付した整理番号であり、許認可にかかる番号ではありません。

第3章 飼料製造業者届

1. 飼料製造の開始

飼料を製造しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

製造業者が自社で製造した製品を販売する場合には、販売業者届は不要です。（製造業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

2. 飼料製造業者届の記載方法

(1) 届出の宛先

- ・農林水産大臣の氏名まで記載してください。

(2) 届出者名

- ・法人の場合は代表者名で届出を行ってください。工場長、支店長等の代理人名での届出はできません。
- ・登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。
- ・法人格を有さない個人商店や任意団体については、代表者が個人名で届出を行います。この場合の住所は、代表者が住民登録をしている住所となります。

(3) 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

- ・製造する事業場の名称と所在地を記載してください。
- ・法人名+工場名（例：〇〇飼料株式会社△△工場）
- ・事業場名がついていない場合でも、「飼料工場」、「本社工場」、「〇〇工場（〇〇は地名）」等の事業場名を付けてください。
- ・事業場の規模が大きく、住所が複数の番地にまたがる場合、最も中枢となる番地を明記した上で、列記してください。
- ・法人名が異なる事業場名（例：A株式会社の届出において、事業場名がB株式会社△△工場）になることはありません。例示の場合は、届出者はB株式会社となります（A株式会社がB株式会社に製造委託をする場合、製造業者は受託者であるB株式会社となります。）。A株式会社がB株式会社の△△工場を賃借する場合、A株式会社△△工場という事業場名となります。その場合は、当該賃貸借契約書の写しを添付してください。
- ・製造事業場が関税定率法第13条第1項に規定する税関長の承認を受けている場合は、当該承認の年月日も記載してください。

(4) 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

この項には、自社で製造した品目についての販売事業場及び保管施設を記載してください。

1) 販売業務を行う事業場の所在地

ここでいう販売業務は「製品の所有権の他者への移動」を指します。すなわち、自ら小売や卸売をしていない製造業者も、ここでいう販売業務は必ず行っていることになります。したがって、この項には届出業者の本店、支店、工場等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。この項に製品を卸している相手先や小売業務等を

委託している会社等の所在地は記載しないでください。

2) 飼料を保管する施設の所在地

自社製造事業場は、製造して即出荷する体制でない限りは、保管施設として記載してください。

他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。また、保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

(5) 製造に係る飼料の種類

①単体飼料

飼料の公定規格（昭和51年7月24日告示第756号）の別表にある原材料表の名称を用いてください。また、同欄に該当しないものは原料の一般的な名称を用いてください。

②混合飼料

飼料の特性又は製法が明らかとなる名称を用いてください。

例：動物性たんぱく質混合飼料、〇〇抽出物混合飼料、ビタミン・ミネラル混合飼料、牛用〇〇混合飼料

③配合飼料

公定規格にある種類名及びそれに準じた名称を用いて、対象家畜等とその生育ステージが明らかになる名称を用いてください。

例：幼すう育成用配合飼料、肉豚肥育用配合飼料、乳用牛飼育用配合飼料、うなぎ餌づけ用配合飼料

- ・ 収集した食品残さのみで配合飼料を製造できるとは考えられないため、「食品残さ乾燥配合飼料」等の種類は認めません（一部のリキッドフィードについてはそのみで家畜の飼養が可能ですが、配合飼料ではなくエコフィード（単体飼料）として扱います）。

④輸出用又は試験研究用の飼料の名称

届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

(6) 飼料の製造開始年月日

飼料の製造を開始する年月日を記載してください。

(7) 製造する飼料の原材料又は材料の種類

1) 原材料又は材料の種類

- ・ 使用する全ての原材料を1つの表にまとめて記載し、飼料の種類毎あるいは銘柄毎に分ける必要はありません。ただし飼料添加物については別枠に記載してください。
- ・ 原材料に配合飼料、混合飼料又は複合製剤を使用している場合は、それに使用されている原料をすべて列記してください（飼料添加物の賦形物質・安定製剤等は記載不要です）。

2) 飼料の原材料としての使用に注意を要するもの

- ①家畜の疾病の診断、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とするもの（医薬品）は飼料に含まれないので、これらのものの製造に係る届出はできません。
- ②飼料添加物に指定されていなければ、例え食品添加物に指定されていても、畜産物の安全性が担保されたことにならないため、使用してはいけません。
- ③酢酸、クエン酸、乳酸、コハク酸、リンゴ酸等の有機酸については、醸造等生物由来

であれば使用可能ですが、化学的操作を加えたものは使用できません（例：醸造酢は可、化学合成された酢酸は不可）。

- ④飼料添加物に指定されていない菌（酵母を含む）を使用する場合は、当該菌の属・種・株名まで明らかにする必要があります。
これまで国内で使用経験のないものについては、対象家畜を用いた飼養試験等の安全性に関する資料を添付してください。また、当該菌が抗生物質産生菌株でないこと、薬剤耐性菌株でないこと、遺伝子組み換え菌株でないことの確認が必要な場合があります。
- ⑤鉱物系原料については、重金属の含有状況を確認し、データを添付する必要があります。
- ⑥輸入飼料用酵母については、セレンを含むものがあり、その場合鶏ひなの成長試験及び鶏卵の孵化試験等が必要となる場合があります。
- ⑦漢方薬関連
 - ・植物由来のものについては、専ら医薬品として使用される成分本質に該当するもの由来である場合は使用できません（例：オウゴン根、トウキ根等）。
 - ・医薬品的効能効果を示さない限り医薬品と判断しない成分本質に由来するものについては、安全性が不明なものでなければ、栄養に供する目的に限り使用可能です（例：エンバク、オタネニンジン、キャッサバ等）。
 - ・部位によって医薬品であるかどうか異なる場合は、可能な限り使用部位を明らかにすることで、使用可能です。
 - ・記載にあたっては、生薬名等の医薬品的効果を暗示する名称は使用せず、植物名を記載してください（例：×サンヤク→○ナガイモ）。

（8）飼料を製造する施設の概要

1）飼料の製造に係る主要施設の概要

- ・可能な限り製造事業場別に区分し、表形式にして記載してください。
- ・製造に用いる施設の形式、規模、能力、数量等を記載してください。

2）飼料の製造フロー

- ・製造工程がわかる、フローシートを参考として添付してください。

3. 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合は、第50条第4項の規定により、変更が生じた日から1月以内に届け出る必要があります。

（1）飼料製造業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料製造業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 4 製造に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料の製造の開始年月日
- 6 製造する飼料の原料又は材料の種類（飼料添加物を添加する場合は、その他の原料と分けて記載する）
- 7 飼料を製造する施設の概要

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に製造業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

(3) 変更した事項

1) 代表者

- ・代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。なお、届出された代表者以外の役員等に変更があっても届出の必要はありません。

2) 社名又は住所

- ・社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。
- ・合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なった場合は、変更届ではなく以前に届け出た法人は廃止届、新たな法人は新規届を提出してください。
- ・住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください（市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届の対象です）。
- ・都道府県の範囲を越えて住所を変更した場合は、新住所の都道府県に届出書を提出し、收受印の押された届出書の写しを旧住所の都道府県に送付してください。
- ・住所等の変更の場合は、関連する事業場等の所在地の変更の有無についても十分確認のうえ、変更が必要な場合は記載漏れのないようにしてください。

3) 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

- ・飼料を製造する事業場の追加・削除があった場合、変更の前後が分かるように記載してください。
- ・市町村合併により住所の変更があった場合も届出の対象です。
- ・製造事業場の追加の場合は、製造施設の概要も記載してください。また、新しい製造事業場で今まで届出していた飼料等と違うものを製造する場合は、その追加もあわせて記載してください。

4) 製造に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）

- ・以前届出していた「製造に係る飼料の種類」の追加・削除がある場合は、変更の前後がわかるように記載してください。

5) 飼料を製造する施設の概要

- ・飼料を製造する事業所の追加や製造する飼料の種類追加により、それまで届出していた製造施設の概要又は製造工程が変更・追加になった場合は、その内容がわかるように記載してください。
- ・必要に応じて原材料、製造施設の概要又は製造フローシート等の資料を添付してください。

(4) 変更した年月日

- ・(3)の1)～5)の各項目において、変更した年月日が同じでなければ項目毎に変

更した年月日を記載してください。

(5) 留意事項

- ・提出の期限を越えない範囲（変更が生じてから1月以内）に複数の変更が生じた場合は、まとめて1通の届出とすることができます（品目の追加が1月間に数回ある場合や代表者変更と販売事業場の追加が同時にある場合等）。
- ・変更事項が多い場合には「変更した事項」に「別紙のとおり」と記載し、別のA4用紙にその内容を記載し添付してもかまいません。

4. 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料製造業者事業廃止届」を提出して下さい。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合はその日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に製造（輸入又は販売）業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

第4章 飼料添加物製造業者届

1. 飼料添加物製造の開始

飼料添加物を製造しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

製造業者が自社で製造した製品を販売する場合には、販売業者届は不要です（製造業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります）。

なお、飼料及び飼料添加物の両方を製造する場合には、飼料製造業者届及び飼料添加物製造業者届を別葉にして提出してください。

2. 飼料添加物製造業者届の記載方法

飼料製造業者届に準じて記載してください。

(1) 製造に係る飼料添加物の種類

1) 有効成分が単一のもの（単一製剤）

- ・成分規格等省令の別表第2の8の各条に規定された成分名を記載してください。
- ・各条のなかで更に細かい区分が規定されているものについては、その細区分ごとに記載してください。

例1. 生菌剤で、菌株の種類により細かい区分が規定されているもの

例2. ビタミンAD等で、液状製剤と粉状製剤の区別があるもの

例3. 酵素類等で、生産菌の違いにより細かい区分が規定されているもの

例4. 抗生物質で、精製級と飼料級の区別があるもの

- ・製造用原体についてはその旨を記載し、製剤と分けて記載してください。

2) プレミックス（複合製剤）

- ・対象家畜等が定まっているもの（抗生物質、合成抗菌剤、色素を含むもの）は、その対象家畜等が明らかとなる名称を用いてください。

例1. ほ乳期子豚用プレミックス、幼すう用プレミックス

- ・対象家畜等が定まっていないものは、含有する飼料添加物の内容を表す名称を用いてください。

例2. ビタミン・ミネラルプレミックス

3) 生菌剤

- ・菌種名に加え菌株名も記載してください。

例1. バチルス サブチルス BN株 又は バチルス サブチルス〔その1〕

4) 輸出用又は試験研究用の飼料添加物の名称

- ・届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。飼料添加物の種類と同じになってもかまいません。

(2) 飼料添加物の製造の開始年月日

飼料添加物の製造を開始する年月日を記載してください。

(3) 飼料添加物の原料又は材料の種類

使用する全ての原材料について飼料添加物の種類毎に区分して記載してください。

1) 単一製剤

2) 複合製剤

(4) 飼料添加物製造施設の概要

1) 飼料添加物の製造に係る主要施設の概要

- ・可能な限り製造事業場別に区分し、表形式にして記載してください。
- ・製造に用いる施設の形式、規模、能力、数量等を記載してください。

2) 飼料添加物の製造フロー

- ・製造工程がわかる、フローシートを添付してください。
- ・製造フローシートは製造工程の各段階において使用する物質名、濃度、製造上の条件等を記載してください。

3. 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料添加物製造業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物製造業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

なお、記載にあたっては「飼料製造業者届出事項変更届」に準じ、各項目の「飼料」という箇所を「飼料添加物」に置き換えてください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び当該飼料添加物を保管する施設の所在地
- 4 製造に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料添加物の製造開始年月日
- 6 製造する飼料添加物の原料又は材料の種類
- 7 飼料添加物製造施設の概要

4. 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物製造業者事業廃止届」を提出して下さい。

なお、記載にあたっては「飼料製造業者事業廃止届」に準じ、各項目の「飼料」という箇所を「飼料添加物」に置き換えてください。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(2) 「さきに年月日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

第5章 飼料販売業者届

1. 飼料販売の開始

飼料を販売しようとする者は飼料安全法第50条第2項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事に届ける必要があります。

2. 飼料販売業者届の記載方法

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(2) 届出の宛先

- ・知事の氏名も記載してください。

(3) 氏名・住所

- ・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。支店長等の代理人名での届出はできません。

(4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

(5) 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

1) 販売業務を行う事業場

- ・ここでいう販売業務は「製品の所有権の他者への移動」を指します。この項には届出業者の本店、支店等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。
- ・製品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

2) 飼料を保管する施設の所在地

- ・他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。
- ・保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

(6) 販売に係る飼料の種類

- ・製造業者届出に準じて、販売する飼料の種類を記載してください。
- ・「別紙のとおり」として一覧表を添付してもよい。

(7) 飼料の販売業務の開始年月日

- ・飼料の売買を開始する年月日を記載してください。

3. 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料販売業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料販売業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料の種類

(2) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(3) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

(4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。
- ・代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。なお、届出された代表者以外の役員等に変更があっても届出の必要はありません。
- ・合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なった場合は、変更届ではなく、以前に届け出た法人は廃止届、新たな法人は新規届を提出してください。
- ・住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください。（市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届の対象です。）
- ・都道府県の範囲を越えて住所を変更した場合は、新住所の都道府県に届出書を提出し、收受印の押された届出書の写しを旧住所の都道府県に送付してください。
- ・住所等の変更の場合は、関連する事業場等の所在地の変更の有無についても十分確認のうえ、変更が必要な場合は記載もれのないようにしてください。

(5) 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

- ・支店等で販売業務を行う事業場の追加・削除があった場合に、変更の前後がわかるように記載してください。
- ・市町村合併により住所の変更があった場合も届出の対象です。

(6) 販売に係る飼料の種類

- ・以前届出していた「販売に係る飼料の種類」の販売をやめた場合はその種類及び名称がわかるように記載してください。

(7) 留意事項

- ・提出の期限を越えない範囲（変更が生じてから1月以内）に複数の変更が生じた場合は、まとめて1通の届出とすることができます。（品目の追加が1月間に数回ある場合や代表者変更と販売事業場の追加が同時にある場合等）
- ・変更事項が多い場合には、「変更した事項」に「別紙のとおり」と記載し、別のA4

用紙にその内容を記載し添付してもかまいません。

4. 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料販売業者事業廃止届」を提出して下さい。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

第6章 飼料添加物販売業者届

1. 飼料添加物販売の開始

飼料添加物を販売しようとする者は飼料安全法第50条第2項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事に届ける必要があります。

2. 飼料添加物販売業者届の記載方法

飼料販売業者届に準じて記載してください。

(1) 販売に係る飼料添加物の種類

- ・飼料添加物製造業者届出に準じて、販売する飼料添加物の種類を記載してください。
- ・「別紙のとおり」として一覧表を添付してもよいです。

3. 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料添加物販売業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物販売業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

なお、記載にあたっては「飼料販売業者届出事項変更届」に準じてください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料添加物の種類
- 4 飼料添加物の販売の開始年月日

4. 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物販売業者事業廃止届」を提出してください。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(2) 「さきに 年 月 日付で～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

第7章 飼料輸入業者届

1. 飼料輸入の開始

飼料を輸入しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

飼料輸入業者は、その届出に係る飼料の販売業者届は不要です。（輸入業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

2. 飼料輸入業者届の記載方法

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(2) 届出の宛先

- ・大臣の氏名も記載してください。

(3) 氏名・住所

- ・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。支店長等の代理人名での届出はできません。

(4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

(5) 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

この項には、自社で輸入した品目についての販売事業場及び保管施設を記載してください。

1) 販売業務を行う事業場の所在地

ここでいう販売業務は「商品の所有権の他者への移動」を指します。すなわち、自ら小売や卸売をしていない輸入業者も、ここでいう販売業務は必ず行っていることとなります。したがって、この項には届出業者の本店、支店等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。この項に商品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

2) 飼料を保管する施設の所在地

他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。また、保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

(6) 輸入に係る飼料の種類

- ・飼料製造業者届に準じて記載してください。
- ・輸出用又は試験研究用として輸入するもの
届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

(7) 飼料の輸入の開始年月日

飼料の輸入を開始する年月日（通関日）を記載してください。

(8) 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類

- ・ 輸入に係る飼料の種類毎に区分し記載してください。また、飼料添加物については別枠に記載してください。
- ・ 原材料に配合飼料、混合飼料又は複合製剤を使用している場合は、それに使用されている原料をすべて列記してください。（飼料添加物の賦形物質・安定製剤等は記載不要です。）

3. 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料輸入業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料輸入業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び当該飼料を保管する施設の所在地
- 3 輸入に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 4 飼料の輸入開始年月日
- 5 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類

4. 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料輸入業者事業廃止届」を提出してください。

(1) 届出年月日

- ・ 直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・ 最初に輸入業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

第8章 飼料添加物輸入業者届

1. 飼料添加物の輸入の開始

飼料添加物を輸入しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

飼料添加物輸入業者は、その届出に係る飼料の販売業者届は不要です。（輸入業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

2. 飼料添加物輸入業者届の記載方法

飼料輸入業者届に準じて記載してください。

(1) 輸入に係る飼料添加物の種類

- ・ 飼料添加物製造業者届に準じて記載してください。
- ・ 輸出用又は試験研究用として輸入するもの
届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

(2) 飼料の輸入の開始年月日

- ・ 飼料添加物の輸入を開始する年月日（通関日）を記載してください。

(3) 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

- ・ 使用する全ての原材料を飼料添加物の種類ごとにまとめて記載してください。

(4) 飼料添加物を製造する施設の概要

- ・ 輸入に係る飼料添加物が製造されたものである場合、当該飼料添加物の製造する施設の概要（製造工程を含む）を資料として添付してください。

2. 飼料添加物輸入業者届出事項変更届

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

(1) 飼料添加物輸入業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物輸入業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び当該飼料添加物を保管する施設の所在地
- 3 輸入に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 4 飼料添加物の輸入開始年月日
- 5 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

3. 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物輸入業者事業廃止届」を提出して下さい。記載にあたっては、飼料輸入業者事業廃止届に準じてください。

飼料製造業者届の記載例

飼料製造業者届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

2. 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇〇〇株式会社 〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

3. 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)

(2) 飼料を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇倉庫)

4. 製造に係る飼料の種類

種 類
幼すう育成用配合飼料
ほ乳期子豚育成用配合飼料
乳酸菌混合飼料

5. 飼料の製造の開始年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

6. 製造する飼料の原料又は材料の種類

原料又は材料の種類	
	飼料添加物の種類
とうもろこし、マイロ、大豆油かす、米ぬか、ふすま、末粉、小麦粉、なたね油かす、魚粉、ハーブ抽出物、脱脂粉乳、乾燥ホエー、動物性油脂、砂糖、第一りん酸カルシウム、炭酸カルシウム、食塩、ビートパルプ、乳酸菌（ラクトバチルス・プランタラム ○○株、ペディオコッカス・アシディラクティ ○○株）、培地（○○、××、△△）	アピラマイシン、サリノマイシンナトリウム、ビタミンA粉末、コレカルシフェロール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ニコチン酸アミド、塩酸チアミン、リボフラビン、L-アスコルビン酸、塩化コリン、葉酸、DL-メチオニン、塩酸L-リジン、硫酸マンガン、硫酸鉄（乾燥）、硫酸コバルト（乾燥）、炭酸亜鉛、硫酸銅（乾燥）、着香料

7. 製造施設の概要

主要施設	数量	規模・能力等
サイロ	3基 2基	○○型 鉄板 ○○m ³ ×3 ○○型 コンクリート ○○m ³ ×2
粉砕機	1台	○○型 ハンマーミル ○○t/h
計量器	1台	○○型 全自動積算式 ○○t/h
混合機	1台	○○型 ナウター式 ○○t/h
計量機	1台	○○型 パッカー式 ○○B/S/h
包装機	1台	○○型 全自動包装機 ○○B/S/h
培養槽	1台	○○型 ○○式 ○○L
ろ過装置	1台	○○型 ○○式 ○○L

飼料添加物製造業者届の記載例

飼料添加物製造業者届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

2. 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇〇〇株式会社 〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

3. 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇倉庫)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇倉庫)

4. 製造に係る飼料添加物の種類

種 類
プロピオン酸カルシウム 製剤 (その1 液状)
硝酸チアミン 製剤 (その2)
幼すう用プレミックス
アビラマイシン 製剤

なお、輸出用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりである。 ※輸出用がある場合 (輸出用)

種 類	名 称
幼すう用プレミックス	Grower-10

5. 飼料添加物の製造の開始年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

6. 製造する飼料添加物の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質等
プロピオン酸カルシウム製剤（その1 液状）	プロピオン酸、水酸化カルシウム	—
硝酸チアミン製剤（その2）	硝酸チアミン	デンプン、流動パラフィン
幼すうプレミックス	D L-メチオニン、塩化コリン、硫酸亜鉛（結晶）、着香料（バニリン）	米ぬか油かす、植物性油脂
アビラマイシン製剤	Streptomyces viridochromogenes〇〇株、培地（〇〇、××、△△）	ケイ酸

7. 製造施設の概要

（製造工程1）

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	培養槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇L
2	ろ過装置	1台	〇〇型 〇〇式
3	溶解槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇L
4	濃縮装置	1台	〇〇型 〇〇式
5	反応槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇L

（製造工程2及び3）

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	培養槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇L
2	ろ過装置	1台	〇〇型 〇〇式
3	溶解槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇L

飼料輸入業者届の記載例

飼料輸入業者届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

2. 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)

(2) 飼料を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇倉庫)

3. 輸入に係る飼料の種類

種 類
マリーゴールド抽出物入り混合飼料
海藻粉末混合飼料
おきあみ粉末
スーダングラス

4. 飼料の輸入の開始年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

5. 輸入する飼料が製造されたものである場合における原料又は材料

飼料の種類	原料又は材料の種類	
		飼料添加物の種類
マリーゴールド抽出物入り混合飼料	マリーゴールド抽出物、ケイ酸	エトキシキン
海藻粉末混合飼料	海藻粉末、炭酸カルシウム、砂糖、食塩	ビタミンA油、酸化マグネシウム、炭酸亜鉛
おきあみ粉末	おきあみ	—

【補足】大臣確認が必要です。

飼料添加物輸入業者届の記載例

飼料添加物輸入業者届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

2. 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇倉庫)

3. 輸入に係る飼料添加物の種類

種 類
プロピオン酸カルシウム (その 1 液状)
硝酸チアミン 製剤 (その 2)
幼すう用プレミックス
アビラマイシン 製剤

4. 飼料添加物の輸入の開始年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

5. 輸入する飼料が製造されたものである場合における原料又は材料

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質等
プロピオン酸カルシウム (その1 液状)	プロピオン酸、水酸化カルシウム	—
硝酸チアミン 製剤 (その2)	硝酸チアミン	デンプン、ゼラチン
幼すう用プレミックス	D L-メチオニン、塩化コリン、硫酸亜鉛 (結晶)	米ぬか油かす、大豆油
アビラマイシン 製剤	Streptomyces viridochromogenes〇〇株、培地 (〇〇、××、△△)	ケイ酸

飼料販売業者届の記載例

飼料販売業者届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

都道府県知事 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

2. 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)

(2) 飼料を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇倉庫)

3. 販売に係る飼料の種類

種 類
ほ乳期子豚育成用配合飼料
子豚育成用配合飼料
フィッシュソリュブル吸着飼料
魚粉

4. 飼料の販売の開始年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

飼料添加物販売業者届の記載例

飼料添加物販売業者届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

都道府県知事 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

2. 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇倉庫)

3. 販売に係る飼料添加物の種類

種 類
プロピオン酸カルシウム製剤(その1 液状)
硝酸チアミン 製剤(その2)
幼すう用プレミックス
アビラマイシン 製剤

4. 飼料添加物の販売の開始年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

飼料製造業者届出事項変更届の記載例

飼料製造業者届出事項変更届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項(第 2 項、第 3 項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項

(1) 代表者

新) 代表取締役社長 〇〇〇〇
旧) 代表取締役社長 △△△△

(2) 社名及び主たる事務所の所在地

新) 〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
旧) △△△△株式会社 △△県△△市△△町△△番地△△号

(3) 飼料を製造する事業場の追加(又は削除)

事業所の名称	事業所の所在地
〇〇〇〇株式会社 ■■工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

(4) 飼料を販売する事業場の所在地

新) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
旧) △△県△△市△△町△△番地△号 (△△支店)

(5) 飼料を保管する施設の追加(又は削除)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (■■倉庫)

(6) 製造する飼料の種類追加(又は削除)

種 類
こい育成用配合飼料

(7) 輸出用(試験研究用)品目の追加(又は削除)

種 類	名 称
こい育成用配合飼料	Carp grower-EX

(8) 製造する飼料の原料又は材料の追加

原料又は材料の種類	
	飼料添加物の種類
	プロピオン酸カルシウム

(9) 製造施設の概要

主要施設	数量	規模・能力等
粉碎機	1台	〇〇型 ハンマーミル 〇〇t/h
計量器	1台	〇〇型 全自動積算式 〇〇t/h
混合機	1台	〇〇型 ナウター式 〇〇t/h
計量機	1台	〇〇型 パッカー式 〇〇B/S/h
包装機	1台	〇〇型 全自動包装機 〇〇B/S/h

2. 変更した事項

(1) 〇〇年〇〇月〇〇日

(2) △△年△△月△△日

• • •

飼料輸入業者届出事項変更届の記載例

飼料輸入業者届出事項変更届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項(第 2 項、第 3 項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

記

3. 変更した事項

(1) 代表者

新) 代表取締役社長 〇〇〇〇
旧) 代表取締役社長 △△△△

(2) 社名及び主たる事務所の所在地

新) 〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
旧) △△△△株式会社 △△県△△市△△町△△番地△△号

(3) 飼料を販売する事業場の所在地

新) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
旧) △△県△△市△△町△△番地△号 (△△支店)

(4) 飼料を保管する施設の追加(又は削除)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (■■倉庫)

(5) 輸入する飼料の種類追加(又は削除)

種 類
マリーゴールド抽出物入り混合飼料

(6) 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の追加(又は削除)

飼料の種類	原 料 又 は 材 料 の 種 類	
		飼料添加物の種類
マリーゴールド抽出物・無水ケイ酸混合飼料	マリーゴールド抽出物、無水ケイ酸	BHT

飼料添加物製造業者届出事項変更届の記載例

飼料添加物製造業者届出事項変更届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項(第 2 項、第 3 項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項

(1) 代表者

新) 代表取締役社長 〇〇〇〇
旧) 代表取締役社長 △△△△

(2) 社名及び主たる事務所の所在地

新) 〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
旧) △△△△株式会社 △△県△△市△△町△△番地△△号

(3) 飼料添加物を製造する事業場の追加(又は削除)

事業所の名称	事業所の所在地
〇〇〇〇株式会社 ■■工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

(4) 飼料を販売する事業場の所在地

新) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
旧) △△県△△市△△町△△番地△号 (△△支店)

(5) 飼料を保管する施設の追加(又は削除)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (■■倉庫)

(6) 製造する飼料添加物の種類の追加(又は削除)

種 類
L-メチオニン製造用原体

(7) 製造する飼料添加物の原料又は材料の追加(又は削除)

飼料添加物の種類	原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	賦形物質等	
L-メチオニン製造用原体	L-メチオニン	水酸化ナトリウム (安定剤)

(8) 製造施設の概要

主要施設	数量	規模・能力等
計量器	1台	〇〇型 全自動積算式 〇〇t/h
混合機	1台	〇〇型 ナウター式 〇〇t/h
計量機	1台	〇〇型 パッカー式 〇〇B/S/h
包装機	1台	〇〇型 全自動包装機 〇〇B/S/h
培養槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇L
ろ過装置	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇L

2. 変更した年月日

(1) 〇〇年〇〇月〇〇日

(2) △△年△△月△△日

• • •

飼料添加物輸入業者届出事項変更届の記載例

飼料添加物輸入業者届出事項変更届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
氏名 〇 〇 〇 〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項(第 2 項、第 3 項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項

(1) 代表者

新) 代表取締役社長 〇〇〇〇
旧) 代表取締役社長 △△△△

(2) 社名及び主たる事務所の所在地

新) 〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
旧) △△△△株式会社 △△県△△市△△町△△番地△△号

(3) 飼料添加物を製造する事業場の追加(又は削除)

事業所の名称	事業所の所在地
〇〇〇〇株式会社 ■■工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

(4) 飼料を販売する事業場の所在地

新) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
旧) △△県△△市△△町△△番地△号 (△△支店)

(5) 飼料を保管する施設の追加(又は削除)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (■■倉庫)

(6) 輸入する飼料添加物の種類の追加(又は削除)

種 類
ビタミンA油製剤(その3 粉状)

(7) 輸入する飼料添加物の原料又は材料の追加(又は削除)

飼料の種類	原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	賦形物質等	
ビタミンA油製剤(その3 粉状)		ゼラチン

2. 変更した年月日

(4) ○○年○○月○○日

(5) △△年△△月△△日

事業廃止届の記載例

〇〇業者事業廃止届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

農林水産大臣(または都道府県知事) 〇 〇 〇 〇 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

氏名 〇 〇 〇 〇株式会社

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

さきに、〇年〇月〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第〇項の規定により〇〇業者の届出をしたが、〇年〇月〇日限りで事業を廃止したので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

第9章 飼料製造等開始後の遵守事項

1. 帳簿の備付け

飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売をした場合、その内容を帳簿に記載し、8年間保存してください。

(1) 飼料または飼料添加物を製造した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 製造年月日
- ・ 原料または材料の名称及び数量
- ・ 原料または材料を譲り受けた場合は、譲受けの年月日及び相手方の氏名または名称

(2) 飼料または飼料添加物を輸入業者した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 輸入年月日
- ・ 輸入先国名及び輸入の相手方の氏名または名称
- ・ 荷姿
- ・ 輸入した飼料または飼料添加物が製造されたものであるときは、
 - ①製造国名
 - ②製造業者の氏名または名称
 - ③原料または材料の名称及び原産国名
(農林水産大臣の指定する飼料または飼料添加物に限る。)

(3) 飼料または飼料添加物の製造業者、輸入業者、販売業者が飼料等を譲り受けた、または譲り渡した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 年月日
- ・ 相手方の氏名または名称

2. 製造等の禁止（法第4条）

第3条第1項の規定により基準又は規格が定められたときは、次の①～④の行為をすることは禁止されています。

- ①販売を目的として、飼料又は飼料添加物を基準に合わない方法により製造、保存、使用すること。
- ②基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売又は輸入すること。
- ③基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
- ④規格に合わない飼料又は飼料添加物を製造、販売、輸入、使用すること。

3. 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止（第23条）

- ・ 有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

- ・病原微生物に汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- ・使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

4. 飼料等の品質表示

飼料の消費者である畜産農家が飼料を購入するときに栄養成分に関する品質や配合割合などを識別できるようにするために、表示事項が定められています。

飼料		表示事項
1 単 体 飼 料	(1) 大豆油かす	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量
	(2) 魚粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.3パーセントを超えるものに限る。)
	(3) フェザーミール	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.3%を超えるものに限る。)
	(4) 肉骨粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量
	(5) 肉粉	(4) に同じ。
	(6) 血粉	(4) に同じ。
2	配合飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 (環境負荷低減型配合飼料にあっては、その成分の最大量) 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウム成分量の最小量 リンの成分量の最小量 (環境負荷低減型配合飼料にあっては、その成分の最大量) 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量 (牛及び豚に使用されるものに限る。) 代謝エネルギーの最小量 (鶏に使用されているものに限る。) 原材料名 原材料の区分及び区分別配合割合
3 混 合 飼 料	(1) とうもろこしと魚粉又はフィッシュソリユブル吸着飼料とを混合したもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合
	(2) フィッシュソリユブル吸着飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量

	粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.6%を超えるものに限る。)
(3) 糖蜜吸着飼料	一般表示事項 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合
(4) 1並びに(1)、 (2)及び(3)に掲げる飼料の2種類以上を混合したもの又はこれらの1種類以上を混入した飼料であって、2に掲げる飼料以外のもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量(植物質性のものが混入されているものに限る。) 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合
(5) その他の混合飼料	一般表示事項 原材料名

備考：一般表示事項は、次のとおりです。

- (1) 飼料の名称
- (2) 飼料の種類
- (3) 製造(輸入)年月
- (4) 製造(輸入)業者の指名又は名称及び住所
- (5) 製造事業場の名称及び所在地(製造業者に限る。)

5. 飼料原料の利用規制状況

(1) 動物性油脂を除く動物由来飼料原料

主な対象品目	由来	給与対象					
		牛など (注1)	豚	馬	鶏	魚用	
動物性たん	ゼラチン、コラーゲン※						
	乳、乳製品	○	○	○	○	○	
	卵、卵製品						
	血粉、血しょうたん白	牛(SRM等 ^(注2) を除く。豚(いのししを含む。以下この表において同じ。)・馬・家きんと の混合を含む)※	×	×	×	×	○
		豚、馬又は家きん※					
		豚・家きん混合※ ^(注4)	×	○	○	○	○
	めん羊・山羊・しか	×	×	×	×	×	

白質	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉（チキンミール、フェザーミールを含む）	牛（豚・家きんとの混合を含む）※	×	○	○	○	○
		豚又は家きん※					
		豚・家きん混合※（注4）					
	めん羊・山羊・しか	×	×	×	×	×	
	魚粉などの魚介類由来たん白質※	魚介類					
動物性たん白質を含む食品残さ（残飯など）	動物性たん白質を含む食品残さ（残飯など）	ほ乳動物、家きん、魚介類	×	○	○	○	○
		ほ乳動物 家きん、魚介類	○	○	○	○	○
その他（注5）	骨炭、骨灰（一定の条件で加工処理されたもの）	ほ乳動物 家きん、魚介類	○	○	○	○	○
	第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの）						

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及び鹿が含まれる

注2 「SRM等」とは、特定危険部位（30月齢超の牛の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注3 「※」のたん白質は、要件に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものを指す

注4 「豚・家きん混合」の原料は、動物種別に分別された原料を製造工程の原料投入口で混合したものに限り

注5 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外

（2）動物性油脂

	油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準（%以下）	給与対象					
			牛		豚	馬	鶏	養魚
			代用乳	その他				
動物性油脂（注1）	特定動物性油脂（注2）	0.02	○	○	○	○	○	○
	イエローグリース（注3）	0.15	×	×	○	○	○	○
	豚（いのししを含む）、鶏由来	0.15	×	○	○	○	○	○
	SRM等由来（注4）	—	×	×	×	×	×	×
	回収食用油（注5）	0.02	○	○	○	○	○	○
		0.15	×	×	○	○	○	○
	魚油（注7）	—	○	○	○	○	○	○
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	—	×	×	×	×	×	×	

注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる

注2 食用脂肪のみを原料とする動物性油脂（不溶性不純物0.02%以下）のもの

注3 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの（確認済動物性油脂）のみ飼料利用可

注4 「SRM等」とは、特定危険部位（30月齢超の牛の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注5 飲食店等から回収された使用済の食用油（動物性油脂が混入していないことが明らかかな場合は、動物性油脂の規制対象外）。原料の種類、収集先等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可（確認済動物性油脂としての扱い）

注6 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可

注7 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの

6. 食品循環資源利用飼料について

これまで、我が国で飼料自給率向上のための国産飼料の有効活用や循環型社会の実践のため、食品循環資源の飼料利用が推進されてきました。

しかし、近年、アフリカ豚熱を始めとした家畜の伝染生疾病の侵入リスクが高まっており、飼料の安全確保対策が強化されています。食品循環資源を扱う場合は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」を遵守し、国際基準に整合した加熱処理等を適切に行ってください。

また、「動物性たん白質を含む食品残さ」は、BSE対策の上で法的な規制があり、取扱いに注意の必要な原料もあります（以下の表を参照）。

また、他にも、安全性確保のために必要な事項（有害物質、病原性微生物、異物混入の防止など）に十分注意した原料や製造の管理を行う必要があります。

事業形態毎の動物性たん白質を含む食品残さ（注1）の飼料化区分表

事業形態	事業場例	加工残さ、厨芥に該当するもの	製品に該当するもの
①食品製造業 食品小売業 （②に該当するものを除く）	・食品製造工場、加工工場 ・精肉店、鮮魚店、その他店舗内加工を行った上で小売を行う事業場 （スーパー等小売店舗の該当部門を含む。）	（製造加工工程からの残さ、店舗内加工に際して生じた残さ） ※動物性たん白質は条件付きで飼料利用可能 （注2）	（返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品） 飼料に利用可能 （豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。）

<p>②外食産業 (弁当・総菜等の食品小売業を含む)</p>	<p>・弁当、惣菜、パン等の製造・販売店(スーパー等小売店舗の該当部門を含む。)</p> <p>・コンビニエンスストア</p> <p>・給食センター</p> <p>・レストラン、旅館</p> <p>・社員食堂、学校(給食)</p> <p><u>【注：枝肉を取り扱っている事業場は、業態①と同じ扱い。】</u></p>	<p>(店舗(厨房)内加工に際して生じた厨房残さ(厨芥))</p> <p>飼料に利用可能</p> <p>(豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。)</p>	<p>(返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品、食べ残し)</p> <p>飼料に利用可能</p> <p>(豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。)</p>
------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

注1 この区分表の対象は、肉や魚など、ほ乳動物・家きん・魚に由来する動物性たん白質を含む食品残さです。ただし、卵及び乳のみに由来するたん白質は、全ての家畜向けの飼料原料に利用可能です。

注2 動物性たん白質は、分別など一定の基準を満たした上で、飼料安全法に基づく大臣確認を受けた工場(魚粉工場、豚肉骨粉工場、エコフィード工場など)で製造されたものに限り飼料原料として用いることができます。